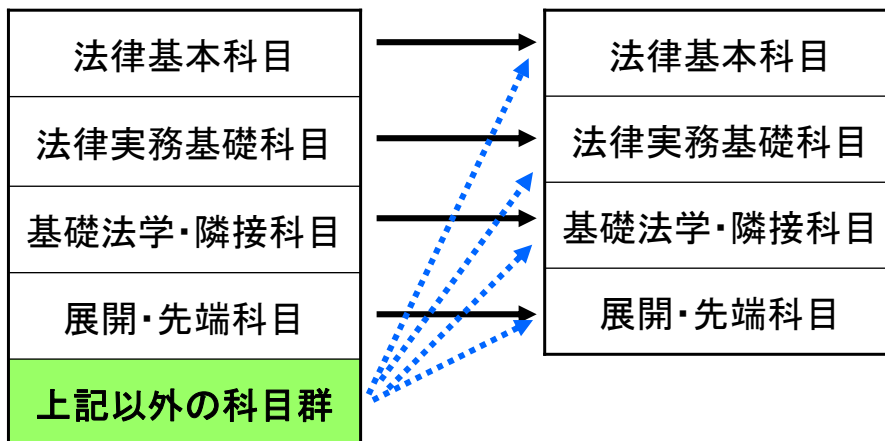


## 基準2-1-3 教育内容に応じた科目区分の整理

### 各法科大学院のカリキュラム

### 機構の基準に対応した科目整理



## 第2章(開設単位)と第4章(修了要件)の関係

### 第2章(開設授業科目数)

法律基本科目	公法系	10単位(標準)
	民事系	32単位(標準)
	刑事系	12単位(標準)
小計		54単位(標準)
小計+8単位		62単位(上限)
法学未修者1年次の必修		別に6単位まで可(※)

### 基準4-2-1(修了要件)

法律基本科目	公法系	8単位(以上)
	民事系	24単位(以上)
	刑事系	10単位(以上)

法律実務基礎科目	10単位(以上)
基礎法学・隣接科目	4単位(以上)
展開・先端科目	12単位(以上)

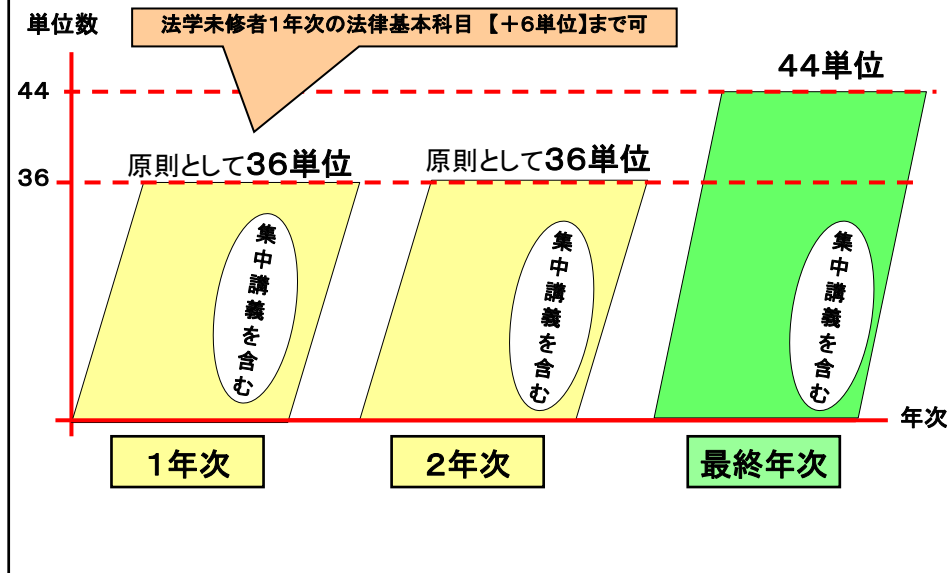
法律実務基礎科目	10単位(以上)
基礎法学・隣接科目	4単位(以上)
展開・先端科目	12単位(以上)

修了要件単位数	93単位以上
	(上限)102単位
(※)の単位数は超過可	6単位まで

(算入しない)

1/3以上を修得

### 基準3-3-1 履修科目登録単位数の上限



### 専門職大学院設置基準の専任教員数について

#### ○ 専任教員数

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第1条)

専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数(5人)の1.5倍(端数切捨)の数(7人)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数(5人)を加えた数(12人)の専任教員を置くとともに、

同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員(20人)に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(端数切捨)(学生15人)につき1人の専任教員を置くものとする

○ 専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員  
(専・他)

(専門職大学院設置基準附則の2)

専・他については、設置基準に規定する専任教員数の  
1/3までが認められる(ただし、平成25年度まで)

○ 実務家専任教員(実・専)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第1項)

実・専・・・専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を  
有し、かつ、高度の実務の能力を有する者

※ 実・専については、

- ・ 設置基準に規定する専任教員数のおおむね2割以上を置くこと
- ・ 法曹としての実務経験を有する者が2/3以上であること

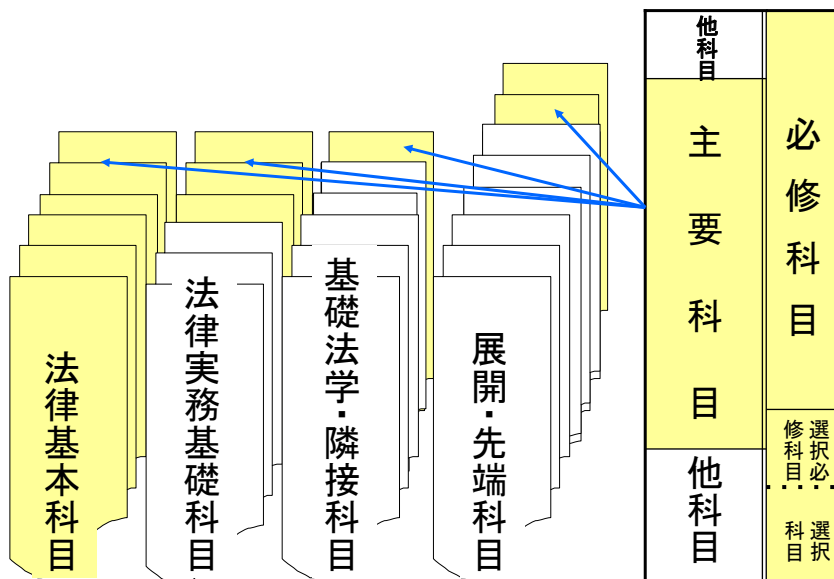
○ 実務家みなし専任教員(実・み)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第2項)

実・み・・・専任教員以外の者であるが、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者

※ 実・みについては、設置基準に規定する実・専の数に、 $2/3$ を乗じた数の範囲内で認められる

基準8-2-3(教育上主要と認められる授業科目)



## 基準8-3-1 専任教員の授業負担

